

国立大学法人東京医科歯科大学情報システム運用基本規程

平成21年1月8日
規程第2号

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人東京医科歯科大学（以下「本学」という。）情報システム運用基本方針に基づき、本学情報システムの運用及び管理について必要な事項を定め、本学の保有する情報の保護と活用及び適切な情報システムの運用を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、本学役職員、学生及び本学への来訪者並びに受託業務従事者等を含む本学情報システムを運用・管理・利用するすべての者に適用する。

(定義)

第3条 この規程において、各用語の定義は、次の各号の定めるところによる。

(1) 情報システム

ハードウェア及びソフトウェアから成るシステムであって、情報処理及び通信の用に供するものをいい、特に断りのない限り本学敷地内に設置されているか否かを問わず、本学が調達又は開発し運用するものをいう。なお管理を外部委託しているシステムを含む。

(2) 情報

情報には次のものを含む。

- ア 情報システム内部に記録された情報
- イ 情報システム外部の電磁的記録媒体に記録された情報
- ウ 情報システムに関係がある書面に記載された情報

(3) 情報資産

情報システム並びに情報システム内部に記録された情報、情報システム外部の電磁的記録媒体に記録された情報及び情報システムに関係がある書面に記載された情報をいう。

(4) ポリシー

本学が定める「情報システム運用基本方針」並びに本規程をいう。

(5) 実施規則等

ポリシーに基づいて策定される規則、基準及び計画等をいう。

(6) 手順

実施規則等に基づいて策定される具体的な手順、マニュアル及びガイドラインを指す。

(7) 組織

同質の情報システムの運用や情報セキュリティの維持が実施される範囲で次に定める部署をいう。この組織の範囲は別表の通り定める。

(8) 利用者

教職員、学生等で、本学情報システムを利用する許可を受けている者をいう。

(9) 教職員等

本学に勤務する常勤又は非常勤の教職員（派遣職員を含む。）、非常勤講師その他、組

織総括責任者が認めた者をいう。

(10) 学生等

本学学則に定める学部学生、大学院学生、大学院研究生、科目等履修生及び聴講生等、その他、組織総括責任者が認めた者をいう。

(11) 臨時利用者

教職員等及び学生等以外の者で、本学情報システムを臨時に利用する許可を受けて利用する者をいう。

(12) 情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

(13) 電磁的記録

電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、コンピュータによる情報処理の用に供されるものをいう。

(14) 情報セキュリティインシデント

情報セキュリティに関して意図的または偶発的に発生した事故及び本学規則等あるいは法律に違反する行為に基づく事象をいう。

(15) CSIRT

本学において発生した情報セキュリティインシデントに対処するため、本学に設置された体制をいう。Computer Security Incident Response Team の略。

(16) 情報の明示等

情報を取り扱うすべての者が当該情報の格付けについて共通の認識となるように措置することをいう。

(全学情報総括責任者)

第4条 本学の情報化戦略及び情報システムの運用に総括的な権限と責任を持つ者として、全学情報総括責任者（CIO）を置き、統合情報機構長をもって充てる。

2 全学情報総括責任者は、次の各号に掲げる業務を統括する。

(1) ポリシー及びそれに基づく規則等の決定や情報システム上での各種問題に対する処置

(2) 全学向け教育及び管理運営組織の組織情報技術担当者向け教育

(3) 情報セキュリティ強化や情報システムの最適化の推進

(4) 本学の情報化戦略の企画・立案及び情報化戦略に基づく予算及び実施状況の把握

3 全学情報総括責任者は、本学の情報基盤として供される情報システムのうち情報セキュリティが侵害された等、情報システムの健全な運用が阻害された場合の影響が特に大きいと評価される情報システムを指定することができる。この指定された情報システムを「全学情報システム」という。

4 全学情報総括責任者に事故があるときは、全学情報総括責任者があらかじめ指名する者が、その職務を代行する。

5 全学情報総括責任者は、本学における情報システムの運用や情報戦略に関する技術的事項等について助言・支援を行う者として、全学情報総括責任者補佐（CIO 補佐）を置くことができる。

(最高情報セキュリティ責任者)

第5条 全学情報総括責任者は、本学の情報セキュリティに関する業務を統括するため、最高情報セキュリティ責任者（CISO）を置く。

- 2 最高情報セキュリティ責任者は、全学情報総括責任者の推挙により、学長が指名する本学教職員または全学情報総括責任者をもって充てる。
- 3 最高情報セキュリティ責任者は、本学における情報セキュリティに関する技術的事項、情報セキュリティインシデントへの対処その他情報セキュリティ対策についての助言・支援を行う者として、最高情報セキュリティ責任者補佐（CISO 補佐）を置くことができる。

（全学情報システム運用委員会）

第6条 本学情報システムの円滑な運用を図るための最終決定機関として、全学情報システム運用委員会を置き、情報戦略会議をもって充てる。

- 2 全学情報システム運用委員会は情報システムの運用・管理に関しては以下を実施するものとする。
 - (1) ポリシー及び全学向け教育の実施ガイドラインの改廃
 - (2) 情報システムの運用と利用及び教育に係る規則等及び手順の制定及び改廃
 - (3) 情報システムの運用と利用に関する教育の年度計画の制定及び改廃、並びにその計画の実施状況の把握
 - (4) 情報システム運用リスク管理規則の制定及び改廃、並びにその実施状況の把握
 - (5) 情報セキュリティ監査規則の制定及び改廃、並びにその実施
 - (6) 情報システム非常時行動計画の制定及び改廃、並びにその実施
 - (7) 情報セキュリティインシデントの再発防止策の検討及び実施

（全学情報システム運用委員会の構成員）

第7条 全学情報システム運用委員会の構成員は、情報戦略会議の構成員をもって充てる。

（全学情報システム運用委員会の委員長）

第8条 全学情報システム運用委員会の委員長は、情報戦略会議の委員長をもって充てる。

（全学情報実施責任者）

第9条 本学に全学情報実施責任者を置く。

- 2 全学情報実施責任者は、全学情報総括責任者の指示により、本学情報システムの整備と運用に関し、ポリシー及びそれに基づく規程並びに手順等の実施を行う。
- 3 全学情報実施責任者は、情報システムの運用に携わる者及び利用者に対して、情報システムの運用並びに利用及び情報システムのセキュリティに関する教育を企画し、ポリシー及びそれに基づく規程並びに手順等の遵守を確実にするための教育を実施する。
- 4 全学情報実施責任者は、本学の情報システムのセキュリティに関する連絡と通報において本学情報システムを代表する。
- 5 全学情報実施責任者は、全学情報総括責任者が指名する。

（情報セキュリティ監査責任者）

第10条 全学情報総括責任者は、情報セキュリティ監査責任者を置く。

- 2 情報セキュリティ監査責任者は、全学情報総括責任者の指示に基づき、監査に関する事務を統括する。

（管理運営組織）

第11条 本学の情報システム及び情報セキュリティに関わる管理運営組織を置き、管理

運営組織は IT セキュリティ部門をもって充てる。

(管理運営組織がおこなう事務)

第 1 2 条 管理運営組織は全学情報総括責任者の指示により、以下の各号に定める事務を行う。

- (1) 全学情報システム運用委員会の運営に関する事務
- (2) 本学情報システムの運用と利用におけるポリシーの実施状況のとりまとめ
- (3) 講習計画、リスク管理及び非常時行動計画等の実施状況とりまとめ
- (4) 本学の情報システムのセキュリティに関する連絡と通報

(組織情報総括責任者)

第 1 3 条 各組織に情報システムに関する組織情報総括責任者を置き、別表に掲げる者をもって充てる。

2 組織情報総括責任者は、各組織における運用方針の決定や情報システム上での各種問題に対する処置を担当する。

(組織情報システム運用委員会)

第 1 4 条 各組織に組織情報システム運用委員会を置き、別表の委員会をもって充てる。

2 組織情報システム運用委員会は以下の各号に掲げる事項を実施する。

- (1) 組織におけるポリシーの遵守状況の調査と周知徹底
- (2) 組織におけるリスク管理及び非常時行動計画の策定及び実施
- (3) 組織におけるインシデントの再発防止策の策定及び実施
- (4) 組織における組織情報技術担当者向け教育の計画と企画

(組織情報システム運用委員会の構成員)

第 1 5 条 組織情報システム運用委員会の構成員は、各組織の情報システム運用委員会内規によるものとする。

(組織情報システム運用委員会の委員長)

第 1 6 条 組織情報システム運用委員会の委員長は、各組織の情報システム運用委員会内規によるものとする。

(組織情報技術責任者)

第 1 7 条 各組織に組織情報技術責任者を置き、組織情報総括責任者が指名する。

2 組織情報技術責任者は、組織情報システムの構成の決定や技術的問題に対する処置を担当する。

3 組織情報技術責任者は、組織情報技術担当者に対して、ポリシー及びそれに基づく規程並びに手順等の遵守を確実にするための教育を実施する。

(組織情報技術担当者)

第 1 8 条 組織情報技術責任者は、複数の組織情報技術担当者を任命して実務を担当させることができる。組織情報技術担当者は部局情報技術責任者が推挙し組織情報総括責任者が指名する。

2 組織情報技術担当者は、組織情報技術責任者の指示により、各組織の情報システムの運用の技術的実務を担当し、利用者への教育を補佐する。

(情報セキュリティインシデントに備えた体制の整備)

第19条 全学情報総括責任者は、CSIRTを整備し、その役割を明確化する。

- 2 全学情報総括責任者は、情報セキュリティインシデントが発生した際、直ちに自らへの報告が行われる体制を整備する。
- 3 CSIRTの設置および役割については別に定める情報セキュリティインシデント対応チーム設置規程に従う。

(役割の分離)

第20条 情報セキュリティ対策の運用において、以下の役割を同じ者が兼務してはならない。

- (1) 承認又は許可事案の申請者とその承認者又は許可者
- (2) 監査を受ける者とその監査を実施する者

(情報の格付け)

第21条 全学情報システム運用委員会は、情報システムで取り扱う情報について、電磁的記録については機密性、完全性及び可用性の観点から、書面については機密性の観点から当該情報の格付け及び取扱制限の指定並びに明示等の規定を整備すること。

(学外の情報セキュリティ水準の低下を招く行為の防止)

第22条 全学情報総括責任者は、学外の情報セキュリティ水準の低下を招く行為の防止に関する措置についての規定を整備する。

- 2 本学情報システムを運用・管理・利用する者は、原則として、学外の情報セキュリティ水準の低下を招く行為の防止に関する措置を講ずる。

(情報システム運用の外部委託管理)

第23条 全学情報実施責任者は、本学情報システムの運用業務のすべてまたはその一部を第三者に委託する場合には、当該第三者による情報セキュリティの確保が徹底されるよう必要な措置を講じるものとする。

(情報セキュリティ監査)

第24条 情報セキュリティ監査責任者は、情報システムのセキュリティ対策がポリシーに基づく手順に従って実施されていることを監査する。情報セキュリティ監査に際しては、別に定める情報セキュリティ監査規則に従う。

(監視)

第25条 全学情報システム運用委員会は本学の情報セキュリティの維持を目的として、本学情報システム及びネットワークの通信内容その他の必要な情報を監視対象に指定することができる。

- 2 全学情報システム運用委員会は、本学情報システム及びネットワークの監視業務のすべて又はその一部を第三者に委託する場合には、本学の教職員又は担当組織をもって当該第三者による監視業務における情報セキュリティの確保が徹底されるよう必要な措置を講じるものとする。
- 3 全学情報システム運用委員会により監視業務その他を遂行する者は、その業務遂行によって知りえた情報を報告以外に漏えいしてはならない。

(見直し)

第26条 全学情報システム運用委員会はポリシー、実施規則等及び手順の見直しを行う必要性の有無を適時検討し、必要があると認めた場合にはその見直しを行う。

2 本学情報システムを運用・管理・利用する者は、自らが実施した情報セキュリティ対策に関連する事項に課題及び問題点が認められる場合には、当該事項の見直しを行う。

附 則

この規程は平成21年1月8日から施行する。

附 則(平成21年3月27日規程第6号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月23日規程第1号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年6月1日規程第7号)

この規程は、平成22年6月1日から施行する。

附 則(平成23年4月15日規程第5号)

この規程は、平成23年4月15日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則(平成24年2月24日規程第1号)

1. この規程は、平成24年4月1日から施行する。

2. この規程の施行日において本学に専攻生として在籍する者の取扱いについては、平成24年9月30日まで、なお従前の例による。

附 則(平成24年3月30日規程第5号)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月12日規程第1号)

この規程は、平成26年3月12日から施行し、平成26年3月1日から適用する。

附 則(平成27年4月1日規程第2号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年2月12日規程第1号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年11月6日規程第8号)

この規程は、平成29年11月6日から施行し、平成29年7月1日から適用する。

附 則(令和2年8月4日規程第6号)

この規程は、令和2年8月4日から施行、令和2年8月1日から適用する。

附 則(令和3年3月29日規程第3号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表

組織	組織情報総括責任者	組織情報システム運用委員会
医学部附属病院	医学部附属病院医療情報部長	医療情報部運営委員会
歯学部附属病院	歯学部附属病院歯科医療情報センター長	歯科医療情報センター運営委員会
事務局	事務局長	管理・運営推進協議会
統合情報機構 ITセキュリティ部門	統合情報機構ITセキュリティ部門長	情報システム企画委員会